

各位

外国投資法人名	UBS ETF・シキャブ
代表者	取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
管理会社名	UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルク) エス・エイ
代表者名	CEO ギルバート・シントゲン (管理会社コード：13854)
問合せ先 担当者	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 飛岡 和明 (TEL 03-6888-1000)

UBS ETF 英国株 (MSCI 英国) の対象指標に関するお知らせ

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイを管理会社に、UBS ETF・シキャブを外国投資法人として上場する UBS ETF 英国株 (MSCI 英国) (銘柄コード：1392) の開示における対象指標の記載に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、当該対象指標の記載の訂正に伴い、本日付で本銘柄に係る平成27年2月27日付有価証券届出書 (平成27年5月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み) の訂正届出書を提出しております。

記

【訂正前】

MSCI 英国インデックス (トータルリターン)

【訂正後】

MSCI 英国インデックス (ネットリターン)

英国籍の会社に係る配当利益については源泉徴収税が課されないことから、MSCI 英国インデックス (トータルリターン) 及び MSCI 英国インデックス (ネットリターン) は、原則として連動します。しかしながら、指標の提供者である MSCI Inc. は、指標の構成銘柄に係る国の分類に関して、設立国だけではなく当該銘柄の主な上場市場等の追加の要素を考慮するため、MSCI 英国インデックス (トータルリターン) において、配当利益に対する源泉徴収税が考慮される場合があります。したがって、これらの指標は、完全には連動しておらず、配当利益に対する源泉徴収税が課されたことにより、これらの2つの指標のリターンには2011年以降平均しておよそ年5ベーシス・ポイントの差異が生じています。当該リターンの差異は極めて小さく、また、MSCI 英国インデックスの構成銘柄の発行会社のうち、配当利益に対する源泉徴収税が課される会社は数社に留まることから、当該対象指標の訂正は、本銘柄の現在又は過去の所有者に重大な影響を与えるものではないと認識しております。

以上